

道有林基本計画

計画期間 平成19年度～平成28年度

北海道水産林務部

道有林基本計画

計画期間 平成19年度～平成28年度

目 次

第1	基本方針及び大綱	2
1	基本方針	2
2	大綱	3
	(1) 公益性を全面的に重視する森林の整備・管理の推進	3
	(2) 道民全体に支えられた森林の整備・管理の推進	3
	(3) 道民の合意形成の推進	3
3	森林資源の現況	4
	(1) 森林資源の現況	4
	(2) 保安林など制限林と施業区分別の現況	4
第2	計画の内容	7
1	森林の管理	7
2	森林の整備	7
	(1) 森林の取扱いの基本	7
	(2) 森林づくり	9
	(3) 路網	14
	(4) 木材の利用	14
	(5) 治山	15
3	道民の理解と参加の促進	15
	(1) 道民の理解と参加	15
	(2) 地域への貢献	16
4	技術の導入と継承	16
	(1) 新技術の導入	16
	(2) 技術の継承と発展	17
5	他の施策との関連	17
6	経費	17
第3	整備管理計画の策定	17

第 1 基本方針及び大綱

1 基本方針

道有林は、北海道が所有する約 61 万ヘクタールの森林で、北海道の森林面積の約 11% を占めています。道民共通の財産である道有林は、平成 18 年度に創設百周年を迎え、長年に渡り時代の要請に応え、豊かな森林資源を背景とした木材生産などにより産業や経済、雇用、道財政に寄与するとともに、水源のかん養や国土の保全など森林の持つ多面的な機能を発揮しながら、北海道の発展と地域の産業や暮らしなどに貢献してきました。

近年、森林に対する道民の期待は、国土の保全や水資源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、野生生物の生息の場など、公益的機能の発揮に対してより高くなり、また公益的機能の発揮は、公有林に対してより強く期待されています。

知事の諮問機関である北海道森林審議会は、平成 11 年に道民のこうした期待に応え得る道有林の管理運営の新しいあり方について提言し、これを受け、道は、平成 14 年を始期とする道有林基本計画において、道民共通の財産である道有林を、道民の視点に立ち、道民全体の公益のために整備・管理していくという観点から、道有林の取扱いについての基本を、これまでの公益性と収益性の両方を重んじる考え方から、公益性を全面的に重視する考え方に転換しました。

これにより、道有林の整備・管理は、全ての道民が享受できる公益的機能の維持増進を目的として、道民全体に支えられた事業として位置づけ、森林づくりに対する道民の意識やニーズを把握し、理解と参加を得ていくことを計画の基本方針としました。

平成 14 年度からは、この基本方針のもとで森林の整備・管理を進めてきましたが、地球温暖化の防止など、環境を重視する社会情勢にある中で、森林の公益的機能の発揮に対する道民の期待は依然として高いレベルにあります。

このことから、全道各地に広範囲に存在する道有林 61 万ヘクタールの整備・管理は、道民全体の公益のための広域にわたる事務として、道が責任を持って整備・管理していくことを基本に公益的機能の維持・増進を図ることとし、本計画では、前計画の基本的な考え方を継承し、次の 3 点を基本方針に掲げ、公有林としての道民の負託に応えるように努めていきます。

- (1) 公益性を全面的に重視する森林の整備・管理の推進
- (2) 道民全体に支えられた森林の整備・管理の推進
- (3) 道民の合意形成の推進

2 大綱

(1) 公益性を全面的に重視する森林の整備・管理の推進

森林は、 湧水・洪水緩和などの水源かん養機能、 土砂崩壊・流出防止などの山地災害防止機能、 二酸化炭素の吸収・貯蔵、酸素供給、風害・飛砂防止などの生活環境保全機能、 レクリエーション・保養の場の提供、野生生物の生息の場の保存などの保健休養機能、 木材を生産する機能などの多様な機能を有しています。

本計画では、公益性を全面的に重視する考え方の下に、公益的な機能の持続的な発揮が図られるよう、その維持増進を目的として道有林の整備・管理を推進します。

特に、森林の整備に当たっては、地域の本来の森林の姿と現在の森林の成り立ち、現況、樹木の特性などを踏まえ、地域ごとに目指す森林の姿を設定するとともに、地域の水源として、その保全・かん養が求められている地域、漁業資源保護の観点などから、水質の保全が求められている地域、自然公園など景観や生態系の保全が求められている地域など、それぞれの多様な地域ニーズに応じて、小流域ごとに森林の取り扱い方向を明らかにするなどして、地域の人々に分かりやすい、適切かつ合理的な森林づくりを進めていきます。

具体的な森林の取扱い方法としては、道有林における森林の約75%を占める天然林は、過去の長年に渡る伐採により大径木が減少していますが、全体としては、健全な成長を続けている森林が多くを占めており、このような森林では、当面の間、伐採を行わず、自然の推移にゆだねます。また、疎林や過密林については、それぞれの現況に応じた適切な施業を行います。

人工林は育成途上の若い森林が多くを占めますが、高齢化の進んだ森林も急激に増加しつつあることから、計画的な間伐と次世代更新の積極的な実施により、健全な森林の育成に努め、公益的機能の確実な発揮を図ります。

(2) 道民全体に支えられた森林の整備・管理の推進

道有林は、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮を通じて、地域の振興と道民生活の向上に資することを管理運営の基本としており、森林の持つ公益的機能の発揮に対する道民の高い期待に応え、道民全体のために公益性を全面的に重視する森林の整備・管理を行います。

このことから、全ての道民が享受できる公益的機能の維持増進が図られるよう、さらに道民の理解と協力を得ながら、道民全体に支えられた森林の整備・管理を推進していきます。

(3) 道民の合意形成の推進

道有林は道民共通の財産であり、その整備・管理は道民全体に支えられて行っていくため、道有林の森林づくりに対する道民の合意形成は欠かすことができません。このため、透明で開かれた道有林の整備・管理を進めるとともに森林づくりに対する道民の理解と参加を促進します。

特に、道民の自主的な森林づくりなど様々な道民活動の場として道有林を活用することにより、森林づくりそのものを楽しんでいただき、道有林を道民に身近なものとするほか、子

どもたちの森とのふれあいや学習への協力を通じて、森林づくりへの理解の促進に努めることとします。

また、市町村と連携して、観光資源としてなど道有林の多面的な活用を進めるほか、道有林の森林づくりの技術や森林整備の事例について関係者への情報発信と共有を図るなど、地域への貢献に努めます。

3 森林資源の現況

(1) 森林資源の現況

道有林の面積は、609千ヘクタール、蓄積は7,769万 m^3 であり、このうち人工林は面積132千ヘクタール、蓄積2,075万 m^3 で、道有林全体に占める割合は、面積で22%、蓄積で27%になります(表-1)。

人工林の林齢構成では、間伐などの保育を必要とする育成途上の森林が多くありますが、50年生以上の高齢の人工林も急激に増加しつつあります(図-1)。

また、人工林は同じ林齢・樹種でも立地条件等によって生育状況が異なることから、生育状況をきめ細かく把握しており、植栽木が標準もしくは標準以上の良好な生育を示している人工林は全体の約7割、生育状況が標準以下の森林が約3割になっています(表-2)。

天然林は面積455千ヘクタール、蓄積5,691万 m^3 で、道有林の75%が天然林となっています(表-1)。全体としては、中小径木が主体の健全な森林が多くを占めていますが、成熟した高蓄積の森林や立木本数が少ない疎林もあります。また、天然林の一部には、パッチ状に人為的に植栽した林分やかき起しにより天然更新した林分が介在しています。

「かき起し」については、11ページの解説を参照ください。

(2) 保安林など制限林と施業区分別の現況

道有林では、ほとんどの森林が水源かん養などを目的とする保安林や自然公園などの制限林になっており(表-3)、これらの制限林では、法令等により立木の伐採などについて制限が定められています。

また、道有林では、森林施業の仕組みとして、受光伐、間伐、植栽などの一般的な施業を行う一般施業林分と、積極的な伐採を行わない保全施業林分、試験林など特別の目的で管理している特別施業林分に区分しています(表-1)。

表 - 1 森林資源の現況

区 分		面 積 (百ha)	蓄積 (千m ³)	ha当たり蓄積 (m ³ /ha)	
人工林	一般施業林分	単層林	761	11,772	155
		単層林以外	471	7,885	168
	保全施業林分	76	850	112	
	特別施業林分	14	246	182	
	計	1,321	20,753	157	
天然林	一般施業林分	2,195	33,336	152	
	保全施業林分	2,333	23,228	100	
	特別施業林分	20	347	172	
	計	4,548	56,910	125	
除地		217	25	1	
合計		6,086	77,688	128	

※四捨五入のため合計と内訳が合致しない場合がある
 ※人工林の蓄積に人工林内に生育する天然木を含む
 ※面積、蓄積とも平成19年4月1日現在の現況見込

- 一般施業林分 : 受光伐・間伐・植栽等の一般的な施業により全般的な森林機能の維持、増進を図る森林
- 保全施業林分 : 急傾斜地や更新困難地、森林景観の保全、稀少動植物保護などのため、積極的な受光伐などの一般的な施業を行わずに保全する森林。
法令によって施業が禁止されている森林や道有林野保護林設定要領に基づく保護林などで、安全管理などの場合を除き、一切の施業を行わない森林
- 特別施業林分 : 試験林、分収林、樹木園など特別の目的で管理されている森林
- 除地 : 道路敷地、送電線用地など

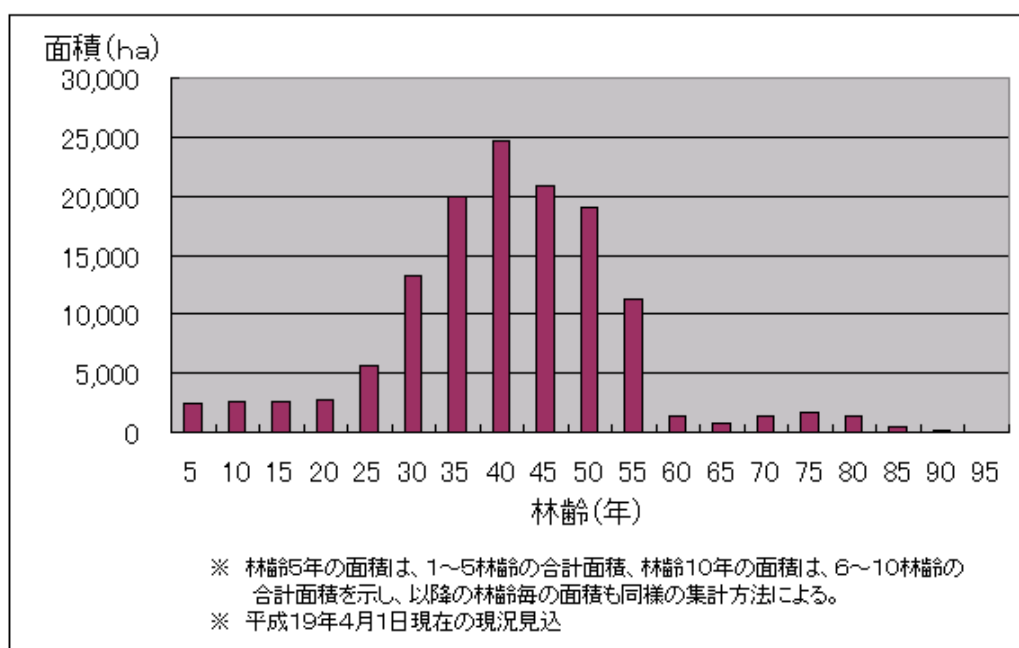


図 - 1 人工林の林齢別面積

表 - 2 人工林の生育状況別面積

区 分	面積(百ha)
植栽木が良好な生育を示し、標準もしくは標準以上の蓄積を持つ森林	843 (68%)
植栽木の蓄積が標準以下の森林	389 (32%)
合計(一般施業林分人工林)	1,232

表 - 3 主な制限林の種類別面積

主な制限林の種類		面積(百ha)
保安林	水源かん養保安林	3,386
	土砂流出防備保安林	1,784
	干害防備保安林	180
	防霧保安林	182
	魚つき保安林	221
	保健保安林	370
	保安林実面積合計	5,445
自然公園 特別地域 内の森林	国立公園	119
	国定公園	424
	道立自然公園	123
道自然環境保全地域(特別地域)		29
鳥獣保護区(特別保護地区)		14
史跡名勝天然記念物		48
制限林実面積合計		5,461

※ 各種の制限林は重複して指定されているため、保安林実面積合計、制限林実面積合計は、内訳の計と一致しない。

※ 平成19年4月1日現在の現況見込

第2 計画の内容

1 森林の管理

森林の巡視、林野火災の予消防、入林マナーの普及啓発など、道民共通の財産である道有林野の適正な管理に努めます。

2 森林の整備

(1) 森林の取扱いの基本

ア 北海道の森林の成り立ち

北海道の森林は、冷温帯から亜寒帯への移行帯にあり、道南の渡島・檜山地方から後志地方南部にかけては、冷温帯の代表樹種であるブナを主体とする森林が分布しています。道央から道東・道北の平地にはミズナラ、エゾイタヤ、シナノキなど温帯性の落葉広葉樹林、山岳部などには亜寒帯性（北方性）針葉樹林、両者の中間地帯に広葉樹と針葉樹が混ざりあう針広混交林（下部針広混交林）の大きく三つのタイプの森林が分布しています*。

これらの森林は、各々の場所の気象条件や地形、土壌などの自然条件や人為的な影響によって、単一の樹種からなる純林や色々な樹種が様々な組み合わせ・割合で混ざり合っている森林があります。さらに、カラマツ、トドマツ、スギなどの人工林も森林面積の3割に達しており、北海道の森林の成り立ちをより多様なものにしていきます。

* このような冷温帯（ブナ林帯）から亜寒帯（針葉樹林帯）への移行帯は、北海道から南サハリン、千島列島の西部、中国東北部、ロシア沿海州などに広がっており、汎針広混交林帯と呼ばれています。

イ 目指す森林の姿

森林は、その階層構造から、ほぼ同じ高さ・太さの木だけで構成されている単層林と、高い木と低い木、太い木と細い木が混ざりあった複層林に分けられます。

天然林の多くは複層林ですが、山火事跡地などには単層林もみられ、また、人工林の多くは、効率的な木材生産を目指して造成されたことから、単一の樹種からなる単層林がほとんどを占めています。

森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、様々な樹種や太い木から細い木、さらに次世代を担う稚樹までがバランス良く連続する複層林が最も好ましい森林の典型と言えますが、実際の森林では、個々の森林ごとに様々な形態があります。

このことから、本計画では、道有林の目指す森林の姿を、針広混交林に代表される連続的な複層林を基本としながら、道南地域のブナ林や道東・道北地域の針葉樹林など、各地域の特性に応じた森林とし、一律に複層林化を進めるのではなく、必要に応じ小面積の単層林の

組み合わせによる森林づくりも取り入れ、小流域全体として様々な樹種・林齢の林分がモザイク状に複層化（配置）された森林を目指すなど、個々の森林ごとに、森林の現況とその成り立ち、特性などに応じて、適切な施業を行いながら、徐々に目指す姿に近づけていくこととします。

なお、具体的な目指す森林の姿は、各地域の整備管理計画において定めます。

ウ 森林のゾーニング(機能区分)

森林は水源かん養や二酸化炭素の吸収・貯蔵、野生動植物の生息の場など多様な機能を発揮していますが、ひとつの森林がこれらの多様な機能を同時に発揮していることが、大きな特徴です。

森林のゾーニングは個々の森林が発揮している様々な機能の中で、最も重視する機能に応じて森林を区分し、区分ごとに森林の取扱いの基本を定めるものです。

この森林の取扱いの基本に沿って森づくりを進めることにより、最も重視する機能を最大限に発揮させるとともに、併せ持つその他の機能も含め、森林の多面的な機能を総合的に発揮させるようにします。

道有林のゾーニングの考え方は、森林法に基づく全国統一の3区分を更に細分化した5区分としますが、道有林は公益性を重視する考えのもとに管理運営を行うこと、また、現在の森林資源の状態を勘案し、今期計画においても引き続き、「資源の循環利用林」は設定しません。なお、生育が良好な人工林など、木材生産機能が高い森林については、最も重視する機能の発揮を第一としながら、再生産が可能な資源としての有効利用にも努めます。

具体的なゾーニングにあたっては、地域のニーズなどに応じて地元市町村とともに適切な区分の見直しを行い、区分ごとに適切な整備管理を行います。

表 - 4 道有林のゾーニング別面積

機能区分(ゾーニング)		面積(百ha)	構成比(%)
水土保全林		5,487	90
森林と人との共生林	生態系保全の森	169	3
	文化創造の森	392	6
	生活環境保全の森	38	1
資源の循環利用林		—	—
合 計		6,086	100

※ 四捨五入のため合計と内訳が合致しない場合がある

※ H19年4月1日現在の見込面積

表 - 5 道有林におけるゾーニングの考え方

機能区分		最も重視する 森林の機能	該当する主な森林の種類	森林の取扱いの基本
水土保全林		山地災害防止機能 水源かん養機能	水源かん養保安林、土砂流出保安林 など法令による制限林、集水を目的 とした施設の上流の森林など	受光伐や植栽などにより森林の健全性を保ちながら目指す森林に誘導する。
森林と 人との 共生林	生態系保全の森	生物多様性の保全	自然環境保全地域など法令による 制限林、保護林など道有林独自の考 えに基づいて自然環境を保全する 森林など	天然林は原則として自然の 状態を保全・保護し、人工林 は周辺の天然林に近づける よう誘導する。
	文化創造の森	人々の憩いと学び の場	国立公園特別地域などの法令によ る制限林、森林公園など道民のレク リーションに供する森林など	生態系保全の森に準ずるほ か、森林学習や利活用に供す るため危険木の除去などの 環境整備を行う。
	生活環境保全の森	快適な生活環境の 保全	防風保安林や環境緑地保護地区な ど法令による制限林など	防風などの機能の維持・向上 や人々が入林しやすい森と なるよう間伐などの整備を 行う。

具体的なゾーニングについては、森林法に基づいて各市町村長が樹立する市町村森林整備計画において定められるとともに、細区分については、各管理区の整備管理計画において定めます。

エ 小流域区分

森林に対する地域のニーズは様々で、地域の水源として、その保全・かん養が求められている地域、漁業資源の保護の観点などから水質の保全が求められている地域、自然公園など景観や生態系の保全が求められている地域などがあります。

また、森林の現況についても、人工林・天然林の割合や林齢構成、地形条件などで、地域によって特徴があります。

このことから、本計画では、13の森づくりセンターが所管する広大な森林を河川の支流域などを単位とした小流域（団地）に区分し、小流域ごとに森林の現況と地域ニーズを明らかにし、それに応じた森林の取扱い（施業方法）の方向を定めて、地域の方々に分かりやすく示し、それぞれの地域に適切に対応した森林づくりを行います。

なお、小流域ごとの森林の取扱方法などについては、各地域の整備管理計画において定めます。

（2）森林づくり

ア 森林づくりの具体的な方法（施業方法）

森林づくり（森林整備）とは、森林の現況などに応じて、適切かつ計画的に植栽や保育、伐採を行うことにより森林の多面的機能の持続的な発揮を図るものであり、植栽や保育、伐採などの具体的な取扱方法を「施業方法」と言います。

一般に、木材生産（収穫）を主な目的とするもの（主伐）保育を目的とするもの（間伐・除伐）のほか、伐採しないことも施業方法の一つに含まれます。

また、伐採の態様としては、単木的な抜き切り（狭義の択伐）と一定の区域内にある全て

の樹木を伐採する方法（皆伐）があり、皆伐の中には、数十ヘクタールという単位で一斉に伐採する大面積皆伐と小面積の群状や帯状で皆伐する方法があります。

道有林では、公益的機能の維持増進を目的として森林整備を行うことから、木材生産を第一義とする伐採は行わないこととしています。このため、木材の収穫を目的とする「主伐」という考え方を廃止し、新たに「受光伐」という考え方を導入していますが、これは、既存の稚樹や新たに植え付ける苗木が太陽の光を受け健全に成長することを目的にしたものです。伐採の態様としては、単木的な択伐、群状や帯状などの小面積の皆伐があり、更新木の発生状況や上層木の生育状況など個々の森林の現況や特性に応じて、合理的な方法を選択します。

なお、施業にあたっては自然環境に配慮することとし、具体的には、

- ・ 流域の自然環境への配慮については、専門家の助言を受けるなどするほか、職員の専門的知識の向上に努めます。
- ・ 施業の方法や時期を考慮するなどして、溪流への影響を最小限に止めるよう努めます。
- ・ 河川や溪流の周辺及び尾根沿いなど、野生生物の移動経路や生物多様性の保全に重要な森林については、森林の取扱いによる森林環境の一時的な変化を最小限に止めるとともに、必要に応じ住みかとなる枯損木、空洞木や食餌木を残置するなど野生生物への配慮に努めます。

施業方法（森林の取扱い）の基本は、図 - 2 のとおりですが、詳細については、別に策定する「森林施業の指針」において定めることとします。

	人工林	天然林
考え方	目指す森林（各地域の特性に応じた複層林など）の造成	
具体的な森林の取扱方法	<p>若齢級：今ある森林の健全な育成</p> <p>間伐 → ・残存木の成長促進 ・林床植生の回復</p> <p>高齢級：適切な次世代更新</p> <p>林内に更新木が少ない箇所</p> <p>受光伐（単木・群状） → ・更新木の生育に必要な空間の確保</p> <p>刈出し かき起し 植栽 → ・更新木の確保</p> <p>下刈 つる切りなど → ・更新木の育成</p> <p>林内に更新木が多くある箇所</p> <p>受光伐（単木・群状） → ・更新木の成長促進</p> <p>本表は森林の取扱の考え方を模式的に示したものであり、実際の施業では様々なバリエーションがあります。</p>	<p>疎林：森林の内容の充実</p> <p>かき起し 刈出し 植栽 → ・更新木の確保</p> <p>過密林など：健全な森林の維持 （林分の現況に応じて適切な施業を選択）</p> <p>生育途上の天然林</p> <p>・本数が多く混み合っている箇所</p> <p>間伐 → ・残存木の成長促進 ・林床植生の回復</p> <p>・適度な本数で健全な成長をしている箇所</p> <p>当面の間、伐採等は行わず、推移を見守る</p> <p>成熟した天然林</p> <p>・林内に更新木が少ない箇所</p> <p>受光伐（単木・群状） → ・更新木の生育に必要な空間の確保</p> <p>刈出し かき起し 植栽 → ・更新木の確保</p> <p>下刈 つる切りなど → ・更新木の育成</p> <p>・林内に更新木が多くある箇所</p> <p>受光伐（単木・群状） → ・更新木の成長促進</p>

図 - 2 施業方法（森林の取扱い方法）の基本

受光伐：既にある後継樹の成長促進や後継樹がない箇所への植栽などに際してあらかじめ生育空間を確保するために上層木を伐採する作業。

伐採の方法としては、連続的な複層林に誘導するため単木的に抜き切りする方法（択伐）や樹群など小面積の林分を単位として、それをパッチ状に組み合わせた複層林に誘導するため、群状や帯状に伐採する方法（小面積で行う皆伐）がある。

かき起し：種子の落下による自然発生を促進するため、ササを根ごと取り除く作業

- 刈出し : ササに埋もれている自然発生した稚樹を育てるためや自然発生の促進のためにササを刈払う作業
下刈り : 人工植栽などによる更新木の成長を促進するため、周囲のササや草を刈払う作業
つる切り : 植栽木などからみつく蔓類を取り除く作業

イ 人工林の森林づくり

人工林は、地位、地形、気象等の立地条件により生育状況もさまざまで、植栽木が健全に生育した優良な人工林だけでなく、生育の不良な箇所も見られます。

このため、植栽木の生育状況の違いにより森林を仕分し(表 - 2)、生育状況とその場所の自然条件を見極め、様々な森林機能が最高度に発揮できる森林づくりを行います。

林齢構成をみると、間伐などを必要とする育成途上の森林が多く、これらについては、計画的な間伐を進める必要があります。その一方で、高齢級の森林も急激に増加しており、10年後には人工林の約4割が50年生を超えることとなります。

これら的高齢化した人工林では、自然の営みとして、菌類による立木の腐朽が進行し、風害などにより森林の健全性が損なわれることが懸念されます。

また、平成17年2月に温室効果ガスの削減に向けた京都議定書が発効し、健全な森林の育成、特に間伐など人工林の整備による二酸化炭素吸収量の確保が緊急の課題となっています。

このことから、育成途上の森林の間伐に加え、高齢化した人工林の次世代更新を積極的に進めることとし、具体的には、

- ・ 間伐については、林分の現況などに応じた伐採率の引き上げと間伐サイクルの長期化を進めます。
- ・ 高齢化した人工林においては、時期を逸することなく、単木や群状(小面積皆伐)の伐採と植栽などにより森林の次世代更新を進めます。
- ・ 更新木については、植栽による確実な更新のほか、刈出しなど自然力を活かした方法も積極的に取り組みます。
- ・ 植栽木の生育が不良な人工林については、天然更新した広葉樹を活かした混交林への誘導などに取り組みます。

ウ 天然林の森林づくり

道有林の75%は天然林であり、天然林の森づくりは、森林の多様な機能の発揮のために極めて重要です。

天然林は、過去の長年に渡る伐採により大径木が減少し、北海道の豊かな自然を象徴する鬱蒼とした森林は少なくなりました。しかしながら、近年の伐採抑制により、平成14年当初にha当たり119m³であった蓄積は、平成19年では125m³に増加しており、着実に資源の回復が図られています。

今期計画においても天然林の約5割(2,333百ha)は、「保全施業林分」に区分し、資源の保全と回復を図ります。また、「一般施業林分」においても、多くを占める中小径木主体の森林は、適度な本数で健全な成長を続けており、当面の間、伐採等を行わず、自然の推移にゆだねることにより、高い蓄積を持つ天然林に復活することが見込まれます。

一方、受光伐や間伐によって林内照度の改善が必要な過密林や植栽やかき起しなどの更新を必要とする疎林もあり、それぞれの現況に応じた適切な施業が必要です。特に疎林での更新は、新たな二酸化炭素吸収源をつくることにつながることから、地球温暖化防止の面でも極めて重要です。

このことから、森林の現況や各地域の特性に応じた施業を進めることとし、具体的には、

- ・ 立木本数の少ない疎林で地域の水源になっている森林は、かき起しなどにより更新木を確保して、森林の内容の充実を図ります。
- ・ 森林の現況などをきめ細かく把握し、当面の間施業を見合わせたり、受光伐と植栽などによる更新木の確保を図り、目指す姿に徐々に誘導します。
- ・ 更新木確保の具体的な方法としては、刈出しやかき起しなど自然の力を活かした方法を優先します。

エ 自然力を活かした次世代更新

人工林、天然林を問わず、森林とその機能を持続させるためには、次世代を担う稚樹を確保することが重要です。

その具体的な方法としては、苗木の植栽による方法が最も確実で一般的ですが、前計画からは、自然力を活かした取扱いを優先することとしています。

自然力を活かした更新とは、周囲の上層木などから落下したり、鳥類やその他の動物によって運ばれた種子が発芽して稚樹となり、次世代の木々となっていくもので、このようにしてできあがった森はその地域本来の自然環境に適合したもので、台風や森林病虫害による森林被害にも強い森林となると考えられます。

北海道では、林床を厚く覆うササなどによって種子の発芽や稚樹の成長が阻害されることから、刈出しやかき起しなどの作業により、発芽や稚樹の成長を促進して更新させる作業に取り組んでいますが、地域によっては、十分な成果が得られない場合もあるなど課題も残されています。

このことから、ブナやミズナラ、カンバ類など広葉樹の天然更新木を活かした災害などに強い森林づくりのほか、トドマツなどの針葉樹の天然更新木を活かした人工林の次世代更新技術の改良を進め、植栽による更新と併せて自然力を活用した効果的かつ効率的（省力的）な森林づくりを推進します。

オ 適切な保育などの実施

受光伐や植栽などにより更新木を確保した後は、それらの更新木を確実に育てていかなければなりません。このため、適期に下刈り、つる切りなどの保育を実施することにより、更新木の成長を促進するほか、病虫害や野生鳥獣などによる被害の防除を実施します。

表 - 6 造林事業計画

単位:百 ha

区 分		前計画 (14年度～18年度)	本計画・前期 (19年度～23年度)	本計画・後期 (24年度～28年度)	
更	人工林	受光伐	26	39	72
		植栽等	47	48	61
新	天然林	受光伐	82	37	37
		植栽等	66	44	35
間 伐		333	360	368	

植栽等及び間伐に治山事業による数量を含む。

(3) 路網

幹線路網となる林道の整備は終了しており、更新及び間伐作業の実施に必要な施業道を効率性や環境負荷を十分考慮して開設します。

また、既設の路網は森林の整備・管理をはじめ、森林の巡視などの林野管理、さらには道民による道有林の利活用に必要な施設であり、路網の利用度等に応じて適切な区分を行い、機械化の進展に応じた改良及び効率的な維持補修に努めます。

表 - 7 路網計画

単位:km

区 分	前計画 (14年度～18年度)	本計画・前期 (19年度～23年度)	本計画・後期 (24年度～28年度)
施業道の開設	107	82	92

(4) 木材の利用

木質資源は、「あたたかさ」や「やわらかさ」などの良さを持っているとともに、二酸化炭素を貯蔵し、加工時のエネルギー消費が鉄やプラスチックなどの他の資材に比べて極めて少なく、環境への負荷が小さい資材です。また、適切な森林整備により再生産が可能であることから、これを上手に活用していくことが大切です。

このため、道有林では、受光伐や間伐によって生産される木材を地域に供給することによって、木質資源の有効かつ積極的な活用を促進し、その利用を通じて循環型社会の構築を図り、豊かで潤いのある道民生活と地域振興に貢献します。

木材利用量は、今期計画においては、人工林間伐の着実な実施と高齢級人工林の増加に伴う受光伐の実施により増加していく見込みです。

表 - 8 木材利用量 (参考)

単位:千 m³

区 分	前計画 (14年度～18年度)	本計画・前期 (19年度～23年度)	本計画・後期 (24年度～28年度)
木材利用量	1,550	1,640	1,970
人工林	1,260	1,480	1,800
天然林	290	160	170

(5) 治山

国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全などの森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林に対して効果的かつ効率的な整備を行い、道有林の公益的機能の発揮を図ります。

3 道民の理解と参加の促進

(1) 道民の理解と参加

ア 日常的な道民参加、道民の共通財産である道有林の利活用の促進

道有林は道民共通の財産であることから、森のマナーを守りながら道民ができるだけ自由な発想・形態で森の恵みを享受したり、森林づくりに参画できることが必要です。近年は、ライフスタイルの変化により、団塊の世代などの自然志向の高まりやスローライフの気運が見られますが、これら多くの方々に自由な発想や形態で森林づくりを楽しんでいただきたいと考えます。

また、道では、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」をテーマに、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と森や木との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組みを推進しており、林業体験や自然観察などを通じて、次世代を担う子どもたちに森林づくりの大切さを学んでいただきたいと考えます。

このことから、本計画では、道民の自主的な森林づくりなど様々な道民活動の場として道有林を活用することにより、森林づくりそのものを楽しんでいただき、道有林を道民に身近なものとするほか、子どもたちの森とのふれあいや学習への協力を通じて、森林づくりへの理解の促進に努めることとし、具体的には、

- ・ 林業体験や自然観察、環境学習など、「木育」や様々な道民活動の場として道有林の利活用を促進します。
- ・ ボランティアによるこれまでの森づくりに加え、森林づくりの方法を自分たちで考え

実践しようとする動きが出てきており、一定の協定の基に市民団体などが自主的な森林づくりを行う場を提供します。

- ・ 様々な機会を活用して道民の意識やニーズの把握に努めるとともに、道有林が果たしている役割や森林づくりの考え方、手法などへの理解の促進に努めます。

イ 事業の評価と情報公開

- ・ 道有林野事業の計画や実績を積極的に公開します。
- ・ 森林づくりの成果について、具体的な指標による分かりやすい評価を行うよう努めます。

(2) 地域への貢献

道有林は、明治39年の創設以来100年間の長い森林づくりの歴史があり、水源かん養や自然環境の保全などの公益的機能の発揮と木材の生産を通じて、地域の豊かな自然の形成や地域経済に貢献しています。

道有林は、地域社会を構成する大きな要素であり、今後とも様々な形で地域に貢献することが求められていることから、本計画では、次の事項について積極的に取り組みます。

ア 森林の整備と道有林の多面的な活用による地域への貢献

森林の公益的機能の発揮による道民生活への貢献や森林整備と木材の供給を通じた地域経済・雇用への貢献に加え、道有林の見どころと地域の素材を活かしたエコツアーなどの観光資源としての場や森林療法*の場として道有林の多面的な活用を進めるほか、森林認証の取得など地域全体の取り組みや課題に対して、連携した取り組みを進めることにより地域振興への貢献を図ります。

* 森林環境を総合的に利用しながら、健康を増進していく取り組み。いわゆる「森林セラピー」

イ 森林整備の技術や事例に関する積極的な情報発信

長年に渡って道有林が培ってきた森林づくりの技術や複層林施業、自然力を活用した更新技術などの整備事例に関して、林業普及指導事業と連携するなどの方法により、道民や地域の林業関係者などに対して積極的な情報の発信・提供と共有に努め、地域の森林づくりの推進に貢献することとします。

4 技術の導入と継承

(1) 新技術の導入

本道の森林整備に資するため、これまで培ってきた技術に加え、試験研究機関などとの連携を図りながら公益的機能を維持向上させる新たな技術の導入に努め、総合的な実証の場として道有林を活用します。

(2) 技術の継承と発展

地域の多様な自然やニーズに対応した森林づくりを推進するため、職員に対する専門的な技術研修の実施により森林の整備・管理を総合的に担う技術者の養成を図り、公益性を全面的に重視する森林の整備・管理の推進を通じて技術の継承に努めます。

5 他の施策との関連

本計画を実施するにあたっては、「北海道森林づくり条例」及び「北海道森林づくり基本計画」に基づく各種施策と連携・協調を図ります。

また、市町村における施策や国有林野事業との積極的な連携・協調を図ります。

6 経費

事業実施に当たっては、低コストな施業方法の検討や事業の集中化や業務の委託化による効率化を進め、事業費の縮減に努めます。

第 3 整備管理計画の策定

地域ごとの整備管理計画の策定にあたっては、本基本計画に基づくほか、地域森林計画及び市町村森林整備計画に適合するよう、地域の特性に応じた施業方法及び事業量を計画するものとします。